

ご家庭に持ち帰り、ご家族とご一緒にお読みください

健保だより

2022年3月

第236号

広島県自動車販売健康保険組合

〒733-0036 広島市西区観音新町2-4-25 TEL (082) 292-8643 FAX (082) 292-8779

<http://hj-kenpo.or.jp>

第114回組合会が書面審議で開催され、
令和4年度事業計画及び収入支出予算などについて承認されました。

令和4年度
予算額

- 予算総額
- 経常収支差額

22億683万8千円
2,542万9千円

令和4年度
保険料率

健康保険	介護保険
100	19
1,000	1,000

(健康保険料率は据え置き
介護保険料率は2.2%引上げ)

当健康保険組合の令和4年度の予算編成は、経常収支額は2,542万9千円の黒字予算となりました。

収入面では、新型コロナウイルス感染症の影響等により平均標準報酬月額・賞与額が一時期減少し、保険料収入が大幅な減少となりましたが、令和3年度では概ね回復しており、令和4年度では、3年度を若干上回ると見込んでいます。支出面では保険給付費及び高齢者医療への納付金は増加する見通しですが、高齢者医療へ拠出する納付金の保険料収入に対する割合が40%を下回ったことにより、経常収支は黒字予算となりました。コロナ禍で高齢者の医療費が減少したことから、4年度予算での増加幅は限定的となりましたが、令和4年度より団塊の世代が75歳に到達し始めることから、今後は後期高齢者支援金が急増することが見込まれます。

介護勘定については、令和3年度において、介護納付金を支出するための保険料収入の不足を補うため、介護準備金の一部を繰入れしました。そのことにより、介護準備金保有率が100%以下となり、現状の保険料率では介護納付金を納付するには収入不足となることから、介護準備金への補填も見込んで介護保険料率を2.2%引き上げた予算編成になっています。

当健康保険組合としましては、これまでと同様に健診や特定保健指導をはじめ、効果的な保健事業の実施に努め、皆様の健康の維持増進をサポートいたします。

皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいただき、日頃の健康管理に努め、医療費の適正化などを通じて、健康保険組合の事業運営にご協力くださいますようお願いいたします。

健康保険組合の現況〈令和4年1月末現在〉

1. 事業所数	17社	4. 平均年齢	41.24歳 (男 42.14歳、女 36.71歳)
2. 被保険者数	3,999人 (男 3,337人、女 662人)	5. 被扶養者数	4,031人
3. 平均標準報酬	363,730円 (男 384,662円、女 258,215円)	6. 前期高齢者数	233人

公告

第338号	令和4年3月1日	●任意継続被保険者の標準報酬月額について	上限360,000円
第339号	令和4年3月1日	●組合会選定理事の就任について	松井 勇二 広島日野自動車(株)

令和4年度 収入支出予算概要

健康保険分

収入 (千円)	保 険 料	2,090,662
	国 庫 負 担 金 収 入	831
	調 整 保 険 料	24,158
	繰 越 金	49,196
	繰 入 金	3
	国 庫 補 助 金 収 入	603
	財 政 調 整 事 業 交 付 金	40,001
	利子収入・雑収入等	1,384
	合 計	2,206,838

経 常 収 支 差 引 額	25,429
---------------	--------

支出 (千円)

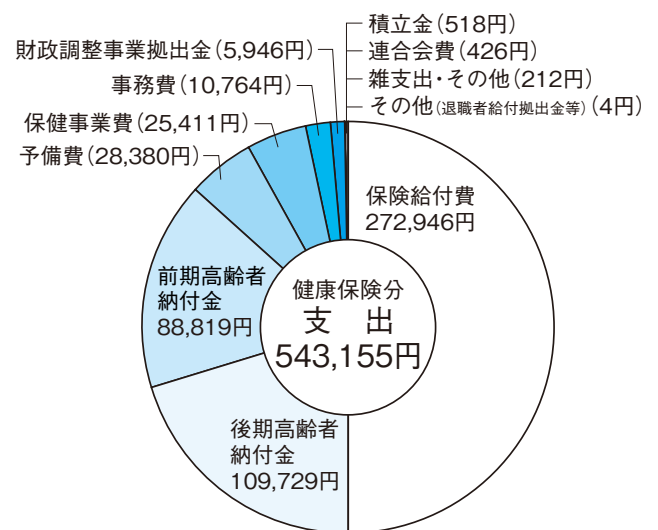
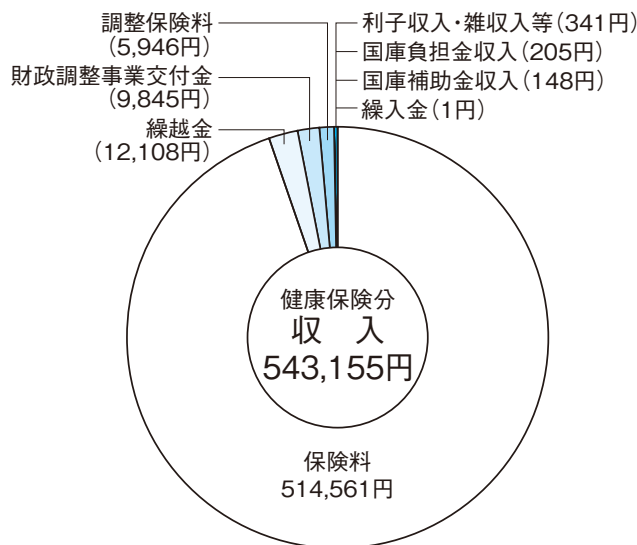
事 務 費	43,736
保 険 給 付 費	1,108,981
納 付 金	806,716
前 期 高 齢 者 納 付 金	360,870
後 期 高 齢 者 納 付 金	445,830
その他(退職者給付拠出金等)	16
保 健 事 業 費	103,244
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	24,158
連 合 会 費	1,732
積 立 金	2,104
雑 支 出 ・ そ の 他	861
予 備 費	115,306
合 計	2,206,838

介護保険分

収入 (千円)	保 険 料	233,512
	繰 入 金	1
	雑 収 入	4
	合 計	233,517

支出 (千円)	介 護 納 付 金	212,755
	還 付 金	30
	積 立 金	15,000
	雑 支 出	1
	予 備 費	5,731
	合 計	233,517

被保険者1人あたりの金額



健診後の特定保健指導は健康を守るためにとても大切です 特定保健指導の費用は全額健康保険組合が負担します！！

●特定保健指導とは

日帰り人間ドック等の健診結果により生活習慣病の発症リスクが高いと判定されると特定保健指導の対象となります。特定保健指導では、健康支援の専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が食事や運動など生活習慣を見直すサポートをします。

●健診機関で特定保健指導を案内されたら

健康保険組合と特定保健指導の委託契約を結んでいる健診機関（[4 頁の健診機関一覧表参照](#)）にて日帰り人間ドック等の健診を受検された40歳以上の方で保健指導に該当された方は、特定保健指導を受けてください。

●保健指導を受けたことのない方へ

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。そのまま放置すると命に係わる病気を発症する危険性があります。健康な体を手に入れるチャンスです。無料で受けられますので、サポートしてもらって将来の健やかな人生につなげましょう。

新型コロナウイルス感染症の予防と重症化防止のためにも、生活習慣病の管理は重要です。

令和4年度の特定健康診査、日帰り人間ドックを4月から実施しますので、その概要をお知らせします。

～健診料金は7,000円～

(※脳ドックの補助は廃止となり、全額自己負担となります。)

40歳以上の被扶養者を対象とした特定健康診査及び35歳以上の被保険者、被扶養配偶者を対象とした日帰り人間ドック（特定健康診査の検査項目が含まれています。）を次のとおり実施します。

1. 特定健康診査

- ① 対象者
40歳以上(昭和58年3月31日以前生まれの方)の被扶養者。
- ② 健診項目

必須項目
○ 質問票（服薬歴、喫煙歴等） ○ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ○ 理学的所見（身体診察） ○ 血圧測定 ○ 血液検査 ・ 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ・ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c） ・ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ○ 尿検査（尿糖、尿たん白）
詳細な健診の項目
※一定の基準のもとで、医師が必要と判断した場合に実施されます。
○ 心電図検査 ○ 眼底検査 ○ 貧血検査（赤血球数、色素量、ヘマトリック値） ○ 腎機能検査（血清クレアチニン、eGFR）

- ③ 実施時期
実施時期は、4月から翌年2月まで。
- ④ 健診費用
自己負担はありません。

2. 日帰り人間ドック

- ① 対象者
35歳以上（昭和63年4月1日以前生まれの方）の被保険者及び被扶養配偶者。
前立腺癌検査は50歳以上。
- ② 健診項目

一般健診
○ 質問票（服薬歴、喫煙歴等） ○ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ○ 理学的検査（身体診察） ○ 視力・聴力検査 ○ 血圧測定 ○ 尿・便検査

一般健診
○ 血液検査 ○ 眼底検査 ○ 肺機能検査 ○ 心電図検査 ○ 胸部・胃部検査 ○ 腹部超音波検査 ※健診の内容等は、健診機関によって異なる場合があります。
付加検査
○ 乳がん・子宮がん検査 ○ 肝炎ウイルス検査（B型・C型） ○ 前立腺特異抗原検査（前立腺がん検査） ※付加検査のみの受検はできません。一般健診と併せて申込してください。

- ③ 実施時期
実施時期は、4月から翌年2月まで。
(済生会呉病院のみ1月から3月15日までが受検期間となっています。)
- ④ 健診費用
一般健診費用の自己負担額は、本人及び被扶養配偶者ともに7,000円となっております。(胃カメラ検査の差額及び付加検査の自己負担はありません。)
- ⑤ 健診結果の通知
特定健康診査、日帰り人間ドックを受検された方へは、健診機関から受検者本人宛健診結果を封書で通知するほか、健保組合にも実施結果報告に併せて健診結果票の写しを提出していただき保管しています。
なお、健保組合の管理する健診結果データを同意に基づき、事業所との健康の保持増進を目的とした共同事業（医療機関への受診勧奨）へ利用します。健診申し込み時に同意の有無を確認させていただきます。
 - ※1. 共同事業では、生活習慣病リスクの高い方への受診勧奨を実施しています。この事業で取り扱う個人情報には詳細な診療情報（病歴・治療内容等）は含まれません。
 - ※2. 特定保健指導（生活習慣病予防対策）事業は、同意の有無に関わらず実施することになります。

3. 健診機関のご案内

令和4年度の特定健康診査・日帰り人間ドックは次頁の健診機関で受検できます。

なお、県外の事業所勤務の被保険者、県外にお住まいの被扶養者は、県外の健診機関でも受検できますので、詳細は健保組合又は事業所総務担当課へお尋ねください。

健診機関一覧（特定健康診査、日帰り人間ドック、特定保健指導）令和4年度

地 区	健 診 機 関 名	所 在 地 連 絡 先	特定健康 診査	特定保健 指導	脳ドック 受検
広 島	一般財団法人広島県環境保健協会 健康クリニック	広島市中区広瀬北町9-1 ☎082(232)4857	○	○	○ ※
	一般財団法人広島県集団検診協会 ＜メディックス広島健診センター＞	広島市中区大手町1-5-17 ☎082(248)4115	○	○	○
	医療法人健康倶楽部 健康倶楽部健診クリニック	広島市中区大手町3-7-5 ☎082(249)7011	○	○	○ ※
	医療法人社団 おうち総合健診所くにき内科	広島市中区大手町3-6-12 ☎082(542)5810	○	×	○ ※
	医療法人社団ヤマナ会 広島生活習慣病・がん健診センター幟町	広島市中区幟町13-4 4階 ☎082(224)6661	○	○	○
	医療法人グランドタワーメディカルコート ライフケアクリニック	広島市中区上八丁堀4-1 4F ☎082(227)3366	○	×	○
	医療法人社団朋仁会 広島中央健診所	広島市中区八丁堀10-10 ☎082(228)1177	×	○	○
	公益財団法人広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター	広島市中区千田町3-8-6 (広島市総合健康センター内) ☎082(243)9601	○	○	○
	医療法人広島健康会 アルパーク検診クリニック	広島市西区草津新町2-26-1 ☎082(501)1115	×	○	○
	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総合健診センター 施設健診所	広島市南区皆実町1-6-29 ☎082(254)7146	○	○	○ ※
	一般財団法人広島県集団検診協会 ＜メディックス広島エキキタ健診センター＞	広島市東区二葉の里3-5 ☎082(258)4127	○	○	×
	医療法人社団朋和会 西広島リハビリテーション病院	広島市佐伯区三宅6-265 ☎082(924)1116	○	○	○ ※
	医療法人恒和会 東部健診センター	広島市安芸区船越南3-24-27 ☎082(823)3333	○	×	○ ※
廿日市	医療法人社団ヤマナ会 広島生活習慣病・がん健診センター大野	廿日市市大野早時3406-5 ☎0829(56)5505	○	○	○
呉	社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 済生会呉病院	呉市三条2-1-13 ☎0823(21)1601	○	○	○
東広島	医療法人社団ヤマナ会（東広島記念病院） 広島生活習慣病・がん健診センター東広島	東広島市西条町吉行2214 ☎082(423)6662	○	○	○
三 原	社会医療法人里仁会 興生総合病院	三原市円一町2-5-1 ☎0848(63)5512	○	○	○
尾 道	尾道市立市民病院	尾道市新高山3-1170-177 ☎0848(47)1155	○	○	○
	公益財団法人 中国労働衛生協会 尾道検診所	尾道市平原3-1-1 ☎0848(22)3807	○	○	×
福 山	医療法人社団仁恵会 福山検診所	福山市南本庄5-11-1 ☎084(926)2580	○	○	×
	公益財団法人 中国労働衛生協会	福山市引野町5-14-2 ☎084(941)8210	○	○	○ ※
	一般社団法人 福山市医師会健診センター	福山市三吉町南2-12-25 ☎084(921)0035	○	○	×
三 次	市立三次中央病院健診センター	三次市東酒屋町10531 ☎0824(65)0620	×	×	○

（注）1. 脳ドック受検欄の※は健診機関の提携医療機関での実施となります。

- 特定健康診査のみの受検は、特定健康診査欄に○表示のある健診機関で実施できます。
- 上記の健診機関では、日帰り人間ドック受検の際に、希望により乳癌、子宮癌検査、肝炎型ウイルス（B型・C型）検査、前立腺特異抗原検査などの付加検査が受けられますが、健診機関によって、検査項目、検査曜日などが異なることがありますのでご注意ください。
- 日帰り人間ドックと同時に脳ドック受検可能な健診機関は脳ドック受検欄に○表示のある健診機関です。検査内容等は各健診機関へお問い合わせください。なお、脳ドック費用は全額自己負担となります。
- 特定保健指導を受けられる健診機関は特定保健指導欄に○表示のある健診機関です。

令和4年度 保健事業計画

1 特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。（日帰り人間ドック受検者にあつては、その健診をもって実施に代えます。）

また、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師等により生活習慣を見直すサポートをします。

2 機関誌の発行

年4回程度発行し、被保険者全員（任意継続被保険者は除く）に配布します。医療保険制度のしくみや健保組合の現状、健康づくりや疾病予防対策などの情報を提供し、また健康保険の事務手続きなど、幅広い内容の記事を掲載し、健保組合を身近に感じていただける機関誌をめざしています。

3 健康者・健康家族表彰

日頃から健康管理に注意され、1年間、医療機関に一度もかからなかった被保険者や健康家族を表彰します。

4 後発医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品のメリットなどを被保険者等に周知を図るとともに、ジェネリック医薬品減額通知サービスの実施などにより、医療費節減のための対策を図っていきます。

5 疾病予防対策

生活習慣病予防のための特定健康診査・日帰り人間ドック（乳がん、子宮がん、肝炎（B型・C型）、前立腺がん検査を含む。）を実施し、対象者全員の受検を呼びかけ、病気の早期発見、早期治療・生活習慣の改善を推進します。

また、日帰り人間ドック受検対象年齢未満の方などを対象に、ご自宅で検査できるがん（郵送）検診及び歯周病検査の受検を呼びかけます。

さらに、かせ予防のうがい薬などの配付、インフルエンザ予防接種費用の助成、家庭常備薬の有償斡旋などを行います。

6 健康情報提供

健診結果情報、生活習慣改善アドバイス、受診勧奨などを情報提供します。

7 禁煙サポート事業

禁煙を望む被保険者に対して、スマートフォンを使って禁煙治療アプリにより遠隔での治療介入を実施します。

8 医療費通知の送付

被保険者やそのご家族の方々に、医療機関で治療を受けられた医療費を通知し医療費について関心をもっていただくとともに、正しく請求されているかどうかをチェックしていただくものです。

また、医療費通知書は医療費控除の添付書類として申告ができるようになっています。

9 体育奨励事業

健康保険組合広島連合会との共同事業である軟式野球大会、健康ウォーキングへの参加を積極的に呼びかけます。

10 各種情報の提供及び訪問支援事業

医療機関の受診が多い乳幼児を養育する被保険者等に対して健康管理等の情報を提供し、高齢者家庭の訪問指導、健康相談を実施し、疾病予防と医療費節減に取り組みます。

11 データヘルス計画の実施

診療報酬明細書・健診データ等の医療情報を活用し被保険者・被扶養者の健康管理、健康づくり、疾病予防対策など保健事業を効果的・効率的に実施します。

健康保険組合からのお知らせ

○健康情報提供冊子「マイヘルスレポート」を送付します

「マイヘルスレポート」とは健診結果の判定内容やそれに伴う医療機関への受診勧奨、健康に関する情報が掲載された冊子です。

配布対象者は健診を受診された40歳以上の被保険者のうち特定保健指導対象者ならびに生活習慣病の改善が必要と認められる方です。

4月以降の1回、事業所経由でお届けする予定です。

○ご家族に異動があったときは届出をお忘れなく

お子様の卒業・就職などで異動が多くなる時季です。

就職などで扶養から外れるときは、対象となる方の保険証を添付し会社を通じて届け出てください。

○医療費のお知らせをお送りしました

今回のお知らせは令和3年9月から12月に受診した医療費と令和3年11月から4年2月に支給決定した柔道整復施術療養費についてお送りしました。

○ジェネリック医薬品利用促進のお知らせを送付しました

医療費節減に大きな効果があることから安価で安全なお薬に切り替えてみてはいかがでしょうか。お気軽にかかりつけ医や薬局でご相談されますようお願いいたします。

○インフルエンザ予防接種費用を助成しました

かぜ予防対策事業として、昨年10月から本年1月までの間にインフルエンザ予防接種を受けられた方へ費用の一部助成を行い、本年2月までに2,193名の方からの申請があり、助成金をお支払いしました。「小為替証書」を受け取られた方は、お早めにゆうちょ銀行または郵便局で現金にお引き換えください。

接骨院・整骨院で健康保険を使うには

接骨院・整骨院で健康保険の対象となるのは、外傷性のけがに対する施術と決められています。施術後に「療養費支給申請書」への署名が必要ですので、内容をよく確認してご自身で署名してください。



健康保険が使える場合

外傷性が明らかなけがで、
負傷原因がはっきりしている痛み

●骨折・脱臼

応急手当で以外の場合は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

●外傷性が明らかな捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)

身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものとされます。

●負傷原因がはっきりしている 骨・筋肉・関節のけがや痛み

※出血を伴うけがには健康保険は使えません。



保険証が使えない場合

リラクゼーション目的のもの、
病気による痛み、原因不明の痛みなど

○リラクゼーション目的のマッサージ

○単なる(疲労性・慢性的な要因による)肩凝りや筋肉疲労

○病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)が原因の痛み

○一度治ったけがの後遺症など慢性に至った痛み

○脳疾患の後遺症などの慢性病

○医療機関で同じ部位の治療を受けているとき

○労災保険が適用される仕事や通勤途上でのけが



鍼灸院で健康保険を使うには

はり・きゅう、あん摩・マッサージで健康保険が使えるのは下記の症状だけです。医師の同意書が必要となり、施術が長期にわたる場合は6ヵ月ごとに医師の同意が必要になります。

本人が希望して施術を受ける場合や、疲労回復、リラクゼーションを目的とする施術は健康保険の適用外です。保険適用となる施術への支払い、当健康保険組合は「償還払い」を選択していますので、施術を受けた際には全額を支払い、領収書を受領・保管して、後日当健康保険組合に必要な書類と一緒に申請してください。



はり・きゅう

はり・きゅうで健康保険の対象となるのは下記の傷病です。医療機関等で治療を行っても効果がなく、医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要となります。

- 神経痛
- 五十肩
- リウマチ
- 腰痛症
- 頸腕症候群
- 頸椎捻挫後遺症



あん摩・マッサージ

あん摩・マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かない、筋肉が麻痺しているなど下記の症状に対して、医師により治療上必要と認められれば健康保険の対象となります。

- 関節拘縮
- 筋麻痺